

芦屋市合理的配慮ガイドブックの改訂について

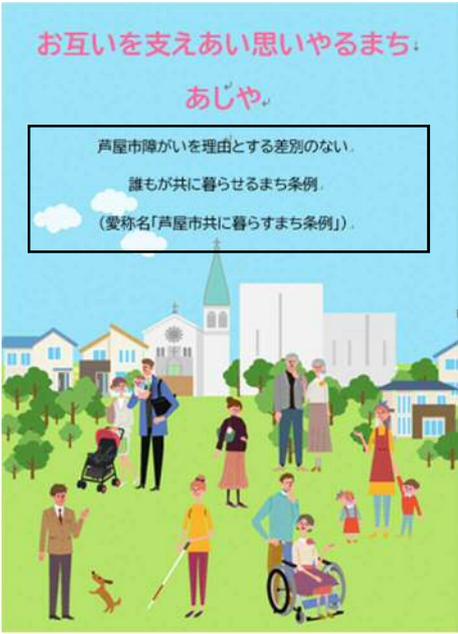
1. 経緯

令和6年4月より、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)が施行され、事業者の合理的配慮の提供が義務化されることにもない、芦屋市共に暮らすまち条例の改正を行った。

当該条例の改正内容に合わせて、芦屋市で作成及び配布している合理的配慮に関するガイドブック「お互いを支えあい思いやるまち あじや」の内容を一部改訂する。

2. 概要

下表のとおり改訂する。

改定後	改定前
 <p>お互いを支えあい思いやるまち: あじや</p> <p>芦屋市障がいを理由とする差別のない、 誰もが共に暮らせるまち条例。 (愛称名「芦屋市共に暮らすまち条例」)</p>	 <p>お互いを支えあい思いやるまち: あじや</p> <p>～令和3年1月に「芦屋市障がいを理由とする差別のない 誰もがともに暮らせるまち条例」が施行されました～</p>
<p>芦屋市では、「芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」を定めています。</p> <p>障がいのある人は日常生活や社会生活を送る中で、不便なことや困難に感じていることがたくさんあります。それは社会によってつくり出されたものが多く、周りの人の理解やサポートによって不便さや困難さを感じないで済むことがあります。</p> <p>障がいの有無で分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し、障がいのある人もない人も一緒に生きていく社会を実現するためには、「障がい」・「障がいのある人」に対する理解を深めていくことが大切です。みんなで一緒に考え取り組んでいきましょう。</p> 	<p>芦屋市では、令和3年1月1日から「芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」が施行されます。</p> <p>障がいのある人は日常生活や社会生活を送る中で、不便なことや困難に感じていることがたくさんあります。それは社会によってつくり出されたものが多く、周りの人の理解やサポートによって不便さや困難さを感じないで済むことがあります。</p> <p>障がいの有無で分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し、障がいのある人もない人も一緒に生きていく社会を実現するためには、「障がい」・「障がいのある人」に対する理解を深めていくことが大切です。みんなで一緒に考え取り組んでいきましょう。</p> 

改定後	改定前
<p>合理的配慮をしないことって？</p> <p>障がいのある人の障がいに合わせた、必要な工夫ややり方をしないこと</p> <p>市 ➡ しなければならない</p> <p>事業者 ➡ しなければならない※</p> <p>障がいのある人から、困っているときに、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を伝えられた場合、負担が重すぎない範囲で対応することを、合理的配慮といいます。</p> <p>合理的配慮の提供に当たっては、勝手な判断をすることなく、障がいのある本人の意向を最大限に尊重することが大切です。</p> <p>※令和6年4月から、「するように努める」から変わりました。</p>	<p>合理的配慮をしないことって？</p> <p>障がいのある人の障がいに合わせた、必要な工夫ややり方をしないこと</p> <p>市 ➡ なければならない</p> <p>事業者 ➡ するように努める</p> <p>障がいのある人から、困っているときに、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を伝えられた場合、負担が重すぎない範囲で対応することを、合理的配慮といいます。</p> <p>合理的配慮の提供に当たっては、勝手な判断をすることなく、障がいのある本人の意向を最大限に尊重することが大切です。</p>
<p>市内民間事業者のみなさんへ 合理的配慮の提供を支援します</p> <p>合理的配慮の費用を一部負担します</p> <p>市内の民間事業者が合理的配慮の提供を行う場合に、その費用の一部を助成します。</p> <p>合理的配慮の提供の例</p> <p>スロープをつける 手すりをつける 筆談ボードを使う</p> <p>助成の条件など、詳しくはホームページをご覧ください。</p> <p>芦屋市 合理的配慮 検索</p> 	<p>市内民間事業者のみなさんへ 合理的配慮の提供を支援します</p> <p>市内の民間事業者が、点字メニューの作成や筆談ボードなど、合理的配慮の提供を行う場合、その費用の一部を助成します。</p> <p>●助成対象者</p> <p>□芦屋市内において飲食・物販・医療など不特定多数の客が利用し、障がいのある人の利用が見込まれる事業を行う民間事業者</p> <p>●助成額</p> <p>□要した費用の2分の1の額を助成します（1円未満切捨て。対象区分ごとに助成上限額あり。）</p> <p>●助成額の特例●</p> <p>令和4年3月31日までに市へ完了報告を行ったものについては、要した費用の全額（ただし助成上限額あり。）を助成します。</p>

改定後	改定前
<p>「芦屋市みんなにやさしいお店」に登録しませんか</p> <p>「芦屋市みんなにやさしいお店」とは、障がいのある人が来店した時に、できる限り配慮することを心がけ、障がいのある人の社会参加を応援するお店の事です。</p> <p>  </p> <p>登録していただくと、お店の写真や情報を「芦屋市みんなにやさしいお店」のInstagramアカウントや芦屋市ホームページ等に掲載し、やさしいお店だということを周知します。</p> <p>申請方法など、詳しくはホームページをご覧ください。</p> <p> <input type="text" value="芦屋市 みんなにやさしい"/> <input type="button" value="検索"/>  </p>	<p>●助成の対象となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ■コミュニケーションツールの助成（上限額5万円） 例）点字メニューの作成、音声チラシの作成□など ■物品の購入（上限額10万円） 例）筆談ボード、折り畳み式スロープ□など ■改修工事の施工（上限額20万円） 例）手すりの設置、多機能トイレの設置□など
<p>お問い合わせ</p> <p>芦屋市こども福祉部福祉室障がい福祉課</p> <p>〒659-8501 芦屋市精道町7番6号</p> <p>電話☎0797-38-2043 FAX☎0797-38-2160</p> 	<p>お問い合わせ</p> <p>芦屋市福祉部障がい福祉課</p> <p>〒659-8501 芦屋市精道町7番6号</p> <p>電話☎0797-38-2043 FAX☎0797-38-2160</p> 

3. 配布開始予定時期
令和6年4月

以上